四　二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号（同規則第４改訂版の規則6.に限る。）に定める技術的な要件に適合する構造であること。

五　次に掲げる消音器（二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第三号及び第四号に掲げる基準に適合するものとする。

イ　施行規則第62条の３第１項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車に備えられているものと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器

ロ　協定規則第41号第４改訂版に適合する消音器に表示される特別な表示がある消音器

第一百八十四条第一項中「多量に」を「著しく」に改め、同項第一号中「原動機付自転車」の下「（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km／h以下のもの又は三輪以上のものに限る。）」を「測定方法」の下に「に定める方法」を加え「85」を「85dB」に改め、同項第二号中「原動機付自転車（」の下に「二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）、」を、同号の表中「第一種原動機付自転車」の下に「（三輪以上のもの又は最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を「第二種原動機付自転車」の下に「（三輪以上のもの又は内燃機関以外のものを原動機とするものであって最高速度が50km／h以下のものに限る。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　二輪の原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限り、排気管を有しないもの及び排気管を有するものであって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6.2.1.に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
イ　第一種原動機付自転車（最高速度が50km／hを超えるものに限る。）	84
ロ　第二種原動機付自転車（内燃機関を原動機とするもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。）	90

別添一二・一中「トレッド構造が、雪路において自動車の動きを開始又は維持する能力」を「トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、雪路における自動車の運転」に改め、同別添二・一・を二・一・二・とし、二・の次に次を加える。

2.1.　用途区分

2.1.1.　「一般道路用タイヤ」とは、通常の走行条件の下で、道路上で使用されることを目的としたタイヤをいう。

別添一二・一・二・の次に次を加える。

2.1.3.　「特殊用途タイヤ」とは、不整地その他の特殊な走行条件（雪路を除く。）の下で使用されることを目的としたタイヤをいう。

2.1.3.1.　「プロフェッショナルオフロードタイヤ」とは、特殊用途タイヤのうち、特に厳しい走行条件の下で使用されることを目的としたタイヤをいう。

別添一二・二・四・を次のように改める。

2.2.4.　「補強」とは、ＩＳＯ　4000－１：2010に規定された標準空気圧において標準のタイヤが支えることができる負荷に比べ、当該標準空気圧より高い空気圧において当該負荷より大きい負荷を支えることができるタイヤの構造をいう。

別添一二・一〇・を削り、同別添二・一一・から二・二九・二・を二・一〇・から二・二八・二・に繰り上げ、同別添二・二八・を次のように改める。

2.28.　「トレッドパターン溝」とは、トレッドのパターン内の隣接するリブ又はブロック間の空間をいう。注１（説明図参照）

別添一二・二八・二・の次に次を加える。

2.29.　「間隙比」とは、金型の図面を基に算出したトレッドパターン溝の面積とトレッドとの面積の比をいう。

別添一三・二・二・及び三・二・四・中「負荷／速度性能試験」を「別紙４の2.に規定する試験手順」に改め、同別添三・四・一・一三を三・五・一・一四とし、同別添三・四・一・九・から三・四・一・一二・を三・五・一・一〇・から三・五・一・一三・に繰り下げ、同別添三・三・から三・四・一・八・を三・四・から三・五・一・八・に繰り下げ、同別添三・五・一・八・の次に次を加える。

3.5.1.9.　特殊用途タイヤの場合、「ＥＴ」又は「ＰＯＲ」

別添一三・二・四・の次に次を加える。

3.3.　トレッドパターンの設計

3.3.1.　特殊用途タイヤは、以下の要件を満たさなければならない。

(1)　トレッドパターン溝の深さ≧11㎜

(2)　間隙比≧35％

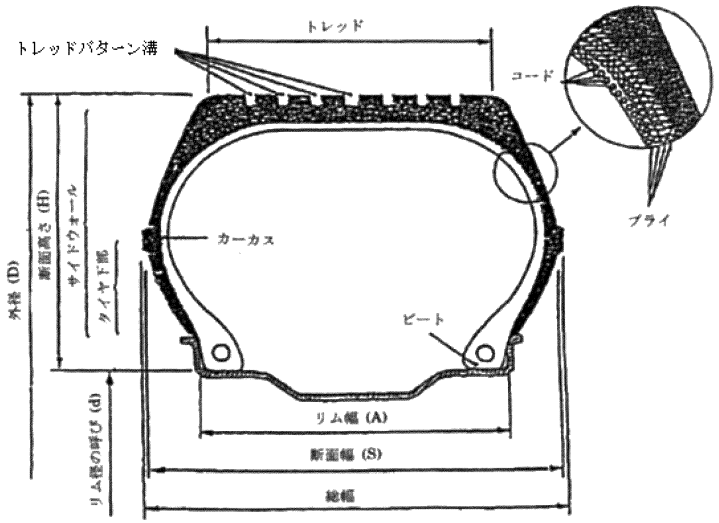
3.3.2.　プロフェッショナルオフロードタイヤは、以下の要件を満たさなければならない。

(1)　トレッドパターン溝の深さ≧11㎜

(2)　間隙比≧35％

(3)　速度区分記号が「Ｌ」、「Ｍ」、「Ｎ」、「Ｐ」又は「Ｑ」で分類されるものであること

別添一三説明図を次のように改める。



別添四二・一・一・中「日常的に道路上での使用を意図したタイヤをいう」を「通常の走行条件の下で、道路上で使用されることを目的としたタイヤをいう」に改め、同別添二・一・二・及び二・一・三・を次のように改める。

2.1.2.　「スノータイヤ」とは、トレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、雪路における自動車の運転に関し、一般道路用タイヤより優れた性能をもつことを優先として設計されたタイヤをいう。

2.1.3.　「特殊用途タイヤ」とは、不整地その他の特殊な走行条件（雪路を除く。）の下で使用されることを目的としたタイヤをいう。

別添四二・一・三・の次に次を加える。

2.1.3.1.　「プロフェッショナルオフロードタイヤ」とは、特殊用途タイヤのうち、特に厳しい走行条件の下で使用されることを目的としたタイヤをいう。